

決裁・供覧

件名	平成30年度外国法曹招へいにかかる歓迎レセプション及び東京地裁所長主催昼食会の調達依頼について			文書番号 最高裁秘書第132号
伺い文	別添のとおり支出負担行為担当官あて調達依頼書を提出してよろしいか。			
起案部署	起案日	平成31年1月10日		受付日
	起案者	最高裁判所 最高裁判所 事務総局秘書課 秘書課 涉外第一係		決裁処理期限日
				決裁日
	連絡先	黒木 将		施行処理期限日
				施行日
	分類名	大分類 (涉外一) 会計 (事務)		施行先
				施行者
	取扱区分	中分類 役務		取扱上の注意
				機密性格付け
	取扱区分	名称(小分類) 契約締結依頼 (平成30年度)		取扱制限
行政文書保存期間 5年				
決裁欄	秘密期間終了日 指定事由		保存 保存期間満了時期 平成36年3月31日	
			秘書課長 参事官01 課長補佐 涉外第一係	
供覧欄	参事官03 専門官			
	庶務主任			
	参事官01			
	参事官03			
	専門官			
備考欄	経理局主計課予算第三係実行了承済み 仕様書について、同局用度課役務調達係確認済み			

(別紙様式第9)

用度 課長		課長 補佐		係長		係員	
----------	--	----------	--	----	--	----	--

調達依頼書

- 最高裁判所契約担当官 殿
 最高裁判所支出負担行為担当官 殿

最高裁秘書第132号
平成31年1月11日

局課名 依頼者名

秘書課	小池美智子
担当係(担当者)	涉外第一係(黒木:内線)

案件名	依頼内容	数量	備考
平成30年度招へいにかかる歓迎レセプション 及び東京地裁所長主催昼食会	仕様書記載の契約の締結	仕様書記載のとおり	

請求事由(具体的・詳細に記載すること)

平成30年度招へいにあたり、歓迎の意を表すために歓迎レセプションを、実質的な意見交換を行うため東京地裁所長主催昼食会を、それぞれ実施するため。

※太枠線内を記入すること。

(H29.4)

仕様書

案 件 欽迎レセプション

趣 旨 ベトナム最高人民裁判所ビン長官の招へいに際して行う歓迎レセプションである。高位法曹の出席するレセプションなので、飲食物及び給仕業務については、十分な配慮を行う必要がある。

日 時 平成31年3月5日（火）午後6時頃から午後8時頃

場 所 ホテルニュー・オータニ

人 数 60人（越10人、日50人）程度

ただし、最終的な参加人数は開催日7日前に決定する。

業 務 宴席

形 式 立食

食 事 料理50人分各1万円程度のビュッフェ

（冷製、温製及び和食各4品程度、デザート3品程度を含む15品程度の料理）

飲み物 60人分各4000円程度（実数計上）

（スパークリングワイン、赤ワイン、白ワイン、ビール、日本酒、ウイスキー、焼酎、オレンジジュース、ウーロン茶、ミネラルウォーターを含む。）

設 常 装花料及び食材表記

(平31.1.11)

ベトナム最高人民裁判所ビン長官の招へい一行歓迎レセプションについて

理由書

標記歓迎レセプションは、以下の理由から株式会社ニュー・オータニに依頼するのが相当と思料する。

株式会社ニュー・オータニが運営するホテルニューオータニには、宴会場の他にテナントとして入居しているレストランが多数ある。ただ、同社においては、テナントで標記歓迎レセプションと同程度のレセプションを行った例はない。賓客及びレセプション参加者に見合う格式高いサービスを提供することができ、かつ、必要人数を収容することのできる個室としては、宴会場が最も相応しい。なお、各宴会場間に格式の差はない。

よって、標記歓迎レセプションの会場は、契約の性質上、競争を許さないため、株式会社ニュー・オータニと契約して宴会場を利用するのが相当である。

仕様書

案 件 ベトナム最高人民裁判所長官招へい昼食会

趣 旨 ベトナム最高人民裁判所長官の招へいに際して行う昼食会である。同長官の東京地方裁判所及び同家庭裁判所の訪問後に、ベトナム最高人民裁判所長官等が出席して行う昼食会なので、飲食物及び給仕業務については、十分な配慮を行う必要がある。

日 時 平成31年3月6日（水）午後零時頃から午後1時頃

場 所 日比谷松本楼（2時間制、利用人数に応じた有料個室）

人 数 12人（越9人、日3人）程度

業 務 宴席

形 式 着席

食事及び飲料 1 1人6000円（税・サ別）程度のフランス料理コース約12人分
(単価契約) (オードブル、スープ、魚料理又は肉料理、デザート、パン及びコーヒー)

2 1人2000円（税・サ別）程度の飲料12人分(実数計上)
(ウーロン茶、オレンジジュース等ソフトドリンク類及びビール、スパークリングワイン、白ワイン、赤ワイン等のアルコール類)

3 参加人数は、同年2月27日（水）までに、発注者が受注者に通知する。

(平成 31. 1. 11)

ベトナム最高人民裁判所長官招へい昼食会平成31年3月6日（水）
について

理由書

標記昼食会は、以下の理由から有限会社日比谷松本樓に依頼することとする。

本昼食会は、ベトナム最高人民裁判所長官の招へいに際し、同長官の東京地裁訪問後に、東京地裁所長等が参加して開催する昼食会である。

接遇上の観点から、参加者は公用車による移動とすべきところ、東京地裁庁舎周辺において車寄せを有する飲食店は非常に限られている。また、昼食会終了後には最高裁で行われる最高裁判事との意見交換会が予定されていることから、時間的制約のため、昼食会場は、自ずから東京地裁及び最高裁から近距離の会場に限られる。

さらに、同様に接遇上の観点から昼食会の会場は個室が予約できる必要がある。

加えて、訪問者に苦手な食材や調理方法があった場合を考慮すると、複数の品数があり、メインの料理を選択可能なコース料理とするのが相当である。

日比谷松本樓はこれらの要件かつ制約をいずれも満たし、かつ、過去には中国国家主席を招いた食事会を請け負うなど、高位外国人の接遇に関する十分な実績がある。このような食事会場は日比谷松本樓のほかに不見当であるから、同社に依頼することとした。